報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	小林 七郎
登録番号又は法人番号	0 6 1 3 0 5 2 8
所属する単位会	埼玉県行政書士会
事務所名称	小林経営法務事務所
事務所所在地	埼玉県狭山市富士見2丁目17番17号
処分年月日	令和6年10月7日
処分内容 (種類)	1年間の会員の権利停止 (令和6年11月1日から令和7年10月31日までの間)
上記処分をした理由	1. 当該会員から当会への職務上請求書の管理についての質問状に対し、当会としては令和5年1月に回答書を送付した。その際に、過去の管理には遡及せず、以後の改善を求めてきたところである。管理については改善されたものの、総務部コンプライアンス担当による点検において使用済み職務上請求書の中に記載方法の不備が確認された。 2. 令和6年2月7日、綱紀委員会にて意見聴取した際、「難聴なので近くに来て大声で話して欲しい」との要求をして綱紀委員の質問を抑制するような所作をする等、その言動は誠実な職務執行に欠け、品位の保持を害する言動に終始した。 3. 令和6年4月23日、綱紀委員会意見聴取の付随的業務として、綱紀委員3名による事務所調査を実施したが、虚言による策略等により調査は妨害され、中止を余儀なくされた。これら一連の行為は、刑法上の偽計業務妨害に抵触することも考えられ、断じて許すことはできない。 4. 本件は行政書士法第10条(行政書士の責務)、同法第13条(会則の遵守義務)、埼玉県行政書士会会則第12条(会員の責務)、同施行規則第7条第5項(会員に対する指導及び調査)に抵触する。よって、埼玉県行政書士会会則第17条に基づき、同第17条の2第1項第2号の「1年間の会員の権利の停止」の処分に処することが、令和6年10月7日開催された理事会で決定された。
上記処分の根拠となった 法令及び会則の条文	行政書士法第10条 行政書士は、誠実にその業務を行うとともに、行政書士の信用 又は品位を害するような行為をしてはならない。 行政書士法第13条 行政書士は、その所属する行政書士会及び日本行政書士会連合 会の会則を守らなければならない。 埼玉県行政書士会会則第12条 会員は、法令、会則を遵守し、誠実に業務を行わなければならない。

埼玉県行政書士会会則施行規則第	7 夕 竺 广 舌
一份卡巴什麼 美十学学 III M 打扫 III 电	/ 全田り坦

会員は、正当な理由がなければ第2項に規定する会長の調査、 前項に規定する監察部の調査及び会則第17条第2項の規定によ り綱紀委員会が行う調査への協力を拒むことができない。